福岡市城南区選挙管理委員会 令和7年9月1日(月) 午前10時00分から

# 1 議 題

(1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第73号)

(2) 選挙人名簿に登録する者について (議案第74号)

(3) 在外選挙人名簿に登録する者について (議案第75号)

# 2 その他

(1) 次回以降の委員会日程について(予定)

令和7年 9月 19日(金) 中前 10 時 00 分から 令和7年 10月 20日(月) 午前 10 時 00 分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

# 議題(1) 議案第73号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年9月1日

福岡市城南区選挙管理委員会 委員長 古 賀 勉

1 抹消する者の数508 人内訳 死亡者61 人市外転出者447 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和7年9月1日

### (根拠)

・議決 公職選挙法第28条の規定による。

#### ○公職選挙法(抜粋)

(登録の抹消)

- 第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
  - (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
  - (2) <u>前条第1項</u>の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月 を経過するに至つたとき。
  - (3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

#### <※1>法第27条(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

# (参 考)

# 抹消の基準日 令和7年9月1日

- 1 死亡者
- 令和7年9月1日までに区長から通知を受けた死亡者
- 2 市外へ転出後4箇月を経過した者 令和7年5月1日までに市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

			(人)
区分	男	女	計
死亡者	31	30	61
転出者	241	206	447
計	272	236	508

# 議題(2) 議案第74号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人 名簿に登録する。

令和7年9月1日

福岡市城南区選挙管理委員会 委員長 古 賀 勉

1 登録する者の数

963 人

2 登録する者の氏名等 別紙のとおり

3 登録年月日 令和7年9月1日

## (根拠)

・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

#### ○公職選挙法(抜粋)

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項(略)において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

### <※1>法第19条第2項(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月、12月((略)「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

# 議題(3) 議案第75号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年9月1日

福岡市城南区選挙管理委員会 委員長 古 賀 勉

1 登録する者の数 2人

2 登録する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

## ○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

## <※1>法第30条の5第1項(要旨)

前条第1項の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

# <※2>法第30条の4第1項(要旨)

在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満18年以上の日本国民で、 領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有するものについて行う。